

(案)

広島県動物愛護センターにおける  
収容・譲渡業務等のあり方について

平成30年 月

広島県健康福祉局

## はじめに

県動物愛護センター（以下、「動物愛護センター」という。）が設置された昭和 55 年当時は、野良犬猫が非常に多く、公衆衛生上の問題もあり、その役割は、主に野良犬の捕獲、犬猫の引取、収容、殺処分を効率的に行うことでありましたが、その後、動物が単なる愛玩の対象ではなく、家族の一員、人生の伴侶であるとの認識が広まり、全国的に殺処分削減に向けた機運が高まっています。

そのような中、平成 25 年 9 月、「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正施行され、「都道府県知事等は、殺処分がなくなることを目指し、収容した犬猫の返還譲渡に努めなければならない」旨の規定が追加されました。

このような社会情勢の変化を受け、動物愛護センターにおいても、できるだけ多くの犬猫を返還譲渡するために収容期間を延長するなど、求められる役割や、実施すべき業務が変化してきています。

本県では、平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理に係わる全ての主体が各種施策に取り組んできたことにより、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減されました。更に、平成 28 年度には動物愛護団体による殺処分対象の犬猫の全頭引取が開始され、現在は、犬猫の殺処分が事実上ない状態（※）になっています。

しかし、依然として動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は多く、その結果、殺処分対象となる犬猫の頭数も多い状況にあります。殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、「地域猫活動」等の収容頭数の削減対策に重点的に取り組むとともに、動物愛護センターから個人の方等へ譲渡する頭数を増やすことが大変重要となります。

しかしながら、現在の動物愛護センターは、収容した犬猫の個別管理ができる構造となっておらず、犬猫の感染症対策に課題があります。また、譲渡用犬猫の効果的な展示施設もない等、収容した犬猫の返還譲渡頭数を増やすためには課題の多い施設となっています。

以上の状況を踏まえて、本県の動物愛護管理業務をどのように展開していくべきかを「広島県動物愛護管理推進協議会」に諮り、本県の「目指す姿」とそれを実現するために、本県が推進していく取組等を取りまとめました。

今後、各主体と連携し、これらの取組を推進してまいります。

※ 重度の怪我や病気で治癒の見込のない犬や猫は、動物福祉の観点から、獣医師である動物愛護センター職員が診断して安楽死させることがあります（H28 年 8 月以降は炭酸ガスによる殺処分は行っていません）。また、収容中に死亡する犬や猫もいます。これらは、国の統計では殺処分として計上されます。

平成 30 年 3 月 広島県健康福祉局長

## I 目指す姿

「人と動物との調和のとれた共生社会<sup>\*</sup>」の実現

※県民に「動物愛護」と「適正飼養」の考え方が浸透して次の状態が保たれている

- 動物を愛護する気風が招来され、動物の虐待や遺棄がない。
- 動物が適正に取り扱われ、動物による被害・迷惑のない状態が維持されている。
- 殺処分対象の犬猫がゼロとなり、その状態が維持されている。
  - ・県内の動物愛護センターに収容される犬猫が少ない。
  - ・収容した犬猫については、元の飼い主へ返還又は一般家庭や団体へ譲渡されている。

## II 動物愛護管理・狂犬病予防業務

### 1 動物愛護管理業務

(普及啓発、犬猫の引取・譲渡・殺処分、動物取扱業の監視指導等)

動物の愛護：動物を愛護する気風を招来し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資する。

動物の管理：咬傷事故・苦情等の動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止する。

### 2 狂犬病予防業務（放浪犬の保護等）

死亡率100%の狂犬病を予防する。

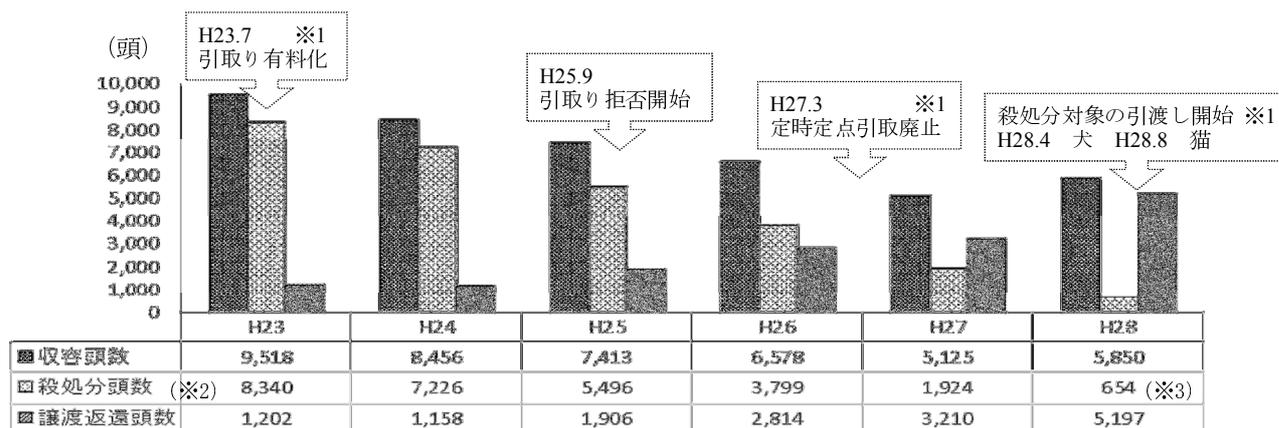
※動物愛護センターについて

「狂犬病予防法」に基づく業務については、当初、各保健所において執行されていたが、昭和48年に「動物の保護及び管理に関する法律」が公布されたことに伴い、この法律と密接な関係にある狂犬病予防業務について、効率的な処理体制の確立と運用の根本的な改善を図り、両業務に一体的に対応するため、昭和55年4月に広島県行政組織規則に基づく行政機関として設置された。

### Ⅲ 現状

本県では、平成 20 年 3 月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、各主体が協働して各種施策に取り組んだ結果、犬猫の殺処分頭数は大幅に削減された。また、平成 28 年度には、県内の動物愛護団体からの殺処分対象犬猫の引取りの申し出を受け、犬については平成 28 年 4 月、猫については平成 28 年度 8 月から、犬猫の殺処分が事実上ない状態になっている。

広島県における犬猫収容頭数等の推移（広島市、呉市及び福山市を含む）



※1 県動物愛護センターの施策。

※2 炭酸ガスによる殺処分、病気や怪我により治癒の見込みがない犬猫の安楽死処分、引取り後の死亡等を計上。

※3 H28 年 8 月以降は炭酸ガスによる殺処分は行っていない。

### Ⅳ 課題と対策

本県では、犬猫の殺処分が事実上ない状態になっているが、動物愛護センターに収容される犬猫の頭数は依然として多く、その結果、殺処分対象となる犬猫の頭数が多いことが課題である。殺処分対象となる犬猫の頭数を減らすためには、**収容頭数の削減対策を強化**するとともに、**更なる返還譲渡の促進**を図る必要がある。

収容頭数削減対策については、動物愛護センターに収容される犬猫の大部分が飼主不明の犬猫（野良犬猫）であることから、野良犬猫対策が重要である。

※平成 28 年度 動物愛護センターの収容頭数

	飼い主不明	飼い主から引取り	合計
犬	1,531 頭 (98%)	39 頭 (2%)	1,570 頭
猫	898 頭 (97%)	26 頭 (3%)	924 頭
合計	2,429 頭 (97%)	65 頭 (3%)	2,494 頭

また、返還譲渡を促進する上で、現在の動物愛護センターには、施設の次のような課題がある。

- ① 収容した犬猫の個別管理ができる構造ではないため、十分な犬猫の感染症対策が困難である。
- ② 病気やけがをした犬猫に対して十分な治療ができる施設がない。
- ③ 譲渡用犬猫の効果的な展示施設がない。
- ④ 公共交通機関がなく、地理的にも利便性が悪い。

## V 主な取組内容（●：重点的に実施する取組）

### 《収容頭数の削減対策》

#### 1 平成 30 年度から実施する取組

##### ● 飼い主のいない猫対策

飼い主のいない猫の増加を防止するため、地域猫活動や、飼い主のいない猫への不妊去勢活動を支援する。

（具体的取組）

- ・ガイドライン（H27.11 策定）に基づく地域猫活動について、地域猫の不妊手術を無料で実施する。
- ・野良猫 TNR 活動のモデル事業を実施し、活動の普及啓発資料とする。

##### ● 適正飼育指導の強化

飼い主への適正飼育指導を強化し、飼犬猫の遺棄や逸走を防ぐ。

（具体的取組）

- ・センターが行う飼育講習会の受講範囲拡大
- ・関係団体・業者への飼育講習会実施依頼
- ・飼主責任の強化（条例改正等）

##### ● マイクロチップ装着の推進

飼犬猫へのマイクロチップ装着を推進し、遺棄や逸走犬猫の野良犬猫化を防ぐ。

（具体的取組）

- ・センターから個人へ譲渡する犬猫にマイクロチップを挿入する。

##### ● 野良犬猫引取りの厳格化

所有者の判明しない犬猫の引取依頼者から、依頼理由や状況等を聞き取り、野良犬猫の生息状況や、エサやりの状況等を把握し、対策を検討

##### ● 市町・地域住民との協働による野良犬対策強化

野良犬の頭数を削減することにより、人への迷惑・危害及び、将来的にセンターに搬入される犬の頭数の削減を図る。

（具体的取組）

- ・野良犬の保護・収容について、地元の協力を得ながら計画的に実施するとともに、地域に対して、野良犬を増やさないための環境づくりや、飼い犬の適正飼育指導を実施する。

#### 2 引き続き実施する取組

##### ○ 市町への補助金交付

地域住民とともに地域に生息している野良犬・野良猫を減らすための対策に取り組む県内の市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）に対し、補助金を交付する。

※平成 30 年度予算：400 万円（1 市町あたり上限 20 万円×20 市町）

##### ○ 引取拒否規定の適正な運用

所有者からの引取り相談に対して、窓口指導を実施

##### ○ 所有者からの引取手数料の徴収

生後 91 日未満 400 円、生後 91 日以上 2,000 円（平成 30 年 3 月 1 日現在）

##### ○ 飼犬猫の不妊去勢手術の促進

講習会等において、不妊去勢手術の必要性を周知徹底するなどして、促進を図る。

#### 《返還譲渡促進策》

##### 1 平成 30 年度から実施する取組

- 登録団体等の範囲拡大  
団体登録可能な施設（動物取扱業者等）を抽出し、協力を依頼する。
- 団体等の活動周知協力  
必要に応じて、登録団体の譲渡会等の活動周知の協力を行う。

##### 2 引き続き実施する取組

- 業務内容の積極的な広報及び収容動物の具体的な情報のHPへの掲載  
業務内容を積極的に周知することにより、利用者の増加を図るとともに、譲渡対象を含む収容動物の具体的な情報をHPに掲載し、返還譲渡の促進を図る。

##### 3 施設整備が必要となる取組

- 収容犬猫の健康管理・感染症予防の強化及び負傷疾病動物の適切な治療  
感染症対策を含めた健康管理を適切に行うとともに、負傷疾病動物に適切な治療を施す。
- 県民が気軽に来所しやすい施設への転換及び譲渡動物の効果的な展示  
多くの県民が見学に訪れ、1頭でも多くの譲渡が行われるよう、譲渡対象犬猫の効果的な展示を行う。
- 譲渡犬猫の不妊去勢手術の実施  
譲渡犬猫の不妊去勢手術の対象及び実施方法について検討する。

#### 《動物愛護教育の強化》

##### 1 引き続き実施する取組

- 動物愛護教育（動物愛護イベント、動物愛護教室、飼育講習会等）の充実  
各種団体やボランティア等と協力し、開催場所の拡大や内容の充実を図る。

##### 2 施設整備が必要となる取組

- 広く県民への動物愛護教育の実施  
広く県民に対して動物愛護教育を実施できるよう、多くの県民が訪れる、明るくて楽しい雰囲気施設の転換を図る。

## VI 施設整備

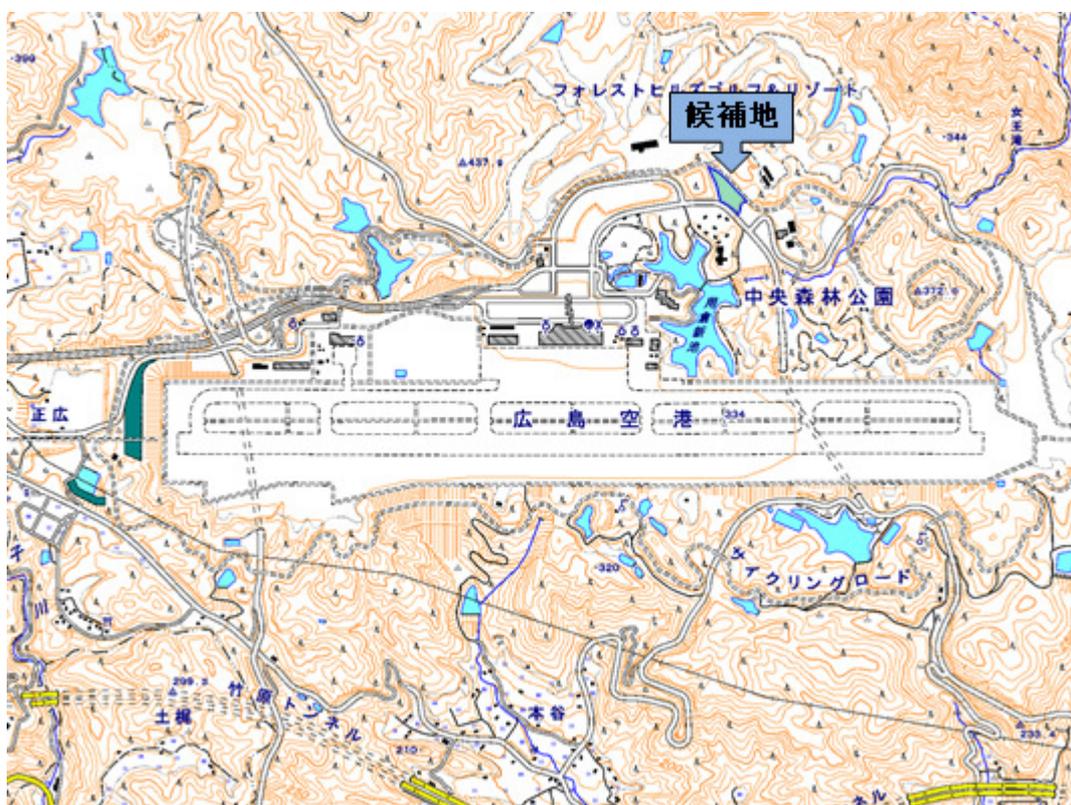
返還譲渡促進策の実施に必要な施設機能を備えるため、動物愛護センターを空港周辺の県有地に移転整備する。

(平成30年度は、移転整備候補地の土地造成設計を実施する。)

※返還譲渡を促進するために必要な施設・設備等

項目	必要な施設・設備等
設備	感染症対策を含めた健康管理を適切に行うことができる施設・設備 (検疫室, 隔離室, グルーミング室, 個別管理可能な設備 等)
	所有者不明の負傷動物の応急措置や治療を適切に行うための処置室
	不妊去勢手術に必要な施設・設備
	効果的な展示が可能となる施設
立地	県民が来所しやすい便利な場所

※移転整備候補地



# 広島県災害時動物救護活動マニュアル

平成29年12月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

## 目次

1 趣旨	1 P
2 災害時に備えた平常時の対応	1 P
(1) 飼い主への災害時対策の周知	
(2) 各市町への要請	
(3) 特定動物飼養施設への指導	
(4) 動物取扱業者への指導	
(5) 関係団体等との連携	
3 災害時における動物救護活動	2 P
(1) 災害時における動物救護組織体制	
(2) 行政の対応	
(3) 動物救護本部の役割	
(4) 地域支部（動物救護施設）の役割	
(5) 災害の終息	
別紙1 災害時における動物救護組織体制	5 P
別紙2 災害時における動物救護活動フロー図	6 P

## 1 趣旨

このマニュアルは、環境省が示す「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を踏まえ、動物愛護の観点、及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県が行う動物救護対策の具体的な行動を示したものである。

## 2 災害時に備えた平常時の県の対応

### (1) 飼い主への災害時対策の周知

- ① 飼養しているペットが逸走しないよう確実な係留等の実施
- ② 犬の鑑札及び注射済票、迷子札、マイクロチップの装着等所有者明示の実施
- ③ ペットフードの備蓄、避難所での飼養を想定したケージ飼い訓練等の防災準備の実施

### (2) 各市町への要請

- ① 所有者明示、防災準備の実施等飼い主への災害時対策の周知
- ② 災害時におけるペットとの同行避難実施についての周知
- ③ 避難所及び仮設住宅へのペットの受け入れ（避難所付近への仮設テントの設置等）

### (3) 特定動物飼養施設への指導

- ① 災害時においても特定動物が確実に管理できるよう、飼養施設の保守点検や災害時対応マニュアルの作成等を指導
- ② 特定動物飼養者の緊急連絡先の把握

### (4) 動物取扱業者への指導

- ① 災害時における飼養動物の管理について、避難場所の確保等災害対応マニュアルの作成等を指導
- ② 動物取扱業者の緊急連絡先の把握

### (5) 関係団体等との連携

災害時に円滑に動物救護活動ができるよう、平常時から関係団体等と情報交換を行い、相互の連携強化に努める。

### 3 災害時における動物救護活動

#### (1) 災害時における動物救護組織体制

別紙1のとおり

#### (2) 行政の対応

##### ① 人への危害防止対策

県動物愛護センター（被災地が「広島市」、「呉市」及び「福山市」の場合は「各市動物愛護（管理）センター」とする。以下同じ。）は、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

##### ② 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の設置・運営

県食品生活衛生課は、被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、災害時における動物救護活動に関する協定を締結している団体と協議し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）を設置する。

#### (3) 動物救護本部の役割

県及び県獣医師会等で構成することとし、県食品生活衛生課長を本部長とし、県食品生活衛生課内に事務局を置く。動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整等を行う。

##### ① 避難所・仮設住宅におけるペットの受入れの要請

関係市町に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの受入れを要請する。

##### ② 関係機関（国、他自治体、一般財団法人ペット災害対策推進協会等）への協力要請

被災地の状況に応じて、一般財団法人ペット災害対策推進協会へ支援要請を行うなど、必要に応じて関係機関に動物救護活動等への協力要請を行う。

##### ③ 被災地の情報収集及び地域支部（動物救護施設）等との連絡調整

被災地の情報を収集・分析し、地域支部（動物救護施設）及び関係機関へ情報提供するなど、動物救護対策を円滑に実施するための連絡調整を行う。

##### ④ 義援金の募集・活用

必要に応じて義援金の募集を開始する。集まった義援金は適切に管理し、必要な支援に活用する。

#### (4) 地域支部（動物救護施設）の役割

県動物愛護センター，県獣医師会支部，動物愛護団体等で構成し，県動物愛護センター所長を支部長とし，県動物愛護センター内に事務局を置く。構成員が連携・協働して動物救護活動にあたる。

##### ① 地域支部（動物救護施設）の設置場所

設置場所は県動物愛護センター内とする。災害の規模が大きく，全ての負傷動物・放浪動物を収容できない場合等，状況により別に施設の設置を検討する。

##### ② 被災動物に関する相談窓口の設置

できるだけ早期に窓口を設置し，被災動物に関する相談に対応する。

##### ③ 負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療

道路，公園，広場，その他の公共の場所における所有者不明の負傷動物・放浪動物の保護・収容及び応急手当・治療等を行う。

##### ④ 避難住民の飼い犬猫の一時預かり

避難所において，動物の受入れができない場合，及び仮設テントの設置等避難所付近に収容場所が確保されるまでの期間に飼い主から一時預かりを依頼された場合は，必要な手続きを行い依頼に応じる。

##### ⑤ 避難所・仮設住宅の動物収容施設におけるペットの適正飼育・健康管理の支援

避難所・仮設住宅において人と動物が秩序ある共同生活を営むため，必要に応じてペットの適正飼育・健康管理を支援する。

##### ⑥ 救援物資の受入れ・配布

救援物資の受入れ保管を行うとともに，避難所，仮設住宅ごとに情報を収集し，必要な物資を配布する。

##### ⑦ 各構成員の役割分担

###### 県動物愛護センター

：地域支部（動物救護施設）の業務実施主体であり，業務全般に携わるとともに，内容に応じ獣医師会支部，動物愛護団体等に業務の実施・協力を依頼する。

###### 県獣医師会支部

：主に動物の応急手当・治療に関する役割を担い，ペットの健康管理支援，及び避難住民の飼い犬猫の一時預かりにも対応する。

###### 動物愛護団体

：主に避難所・仮設住宅におけるペットの適正飼育支援，救援物資配布の役割を担い，避難住民の飼い犬猫の一時預かり依頼にも対応する。

## (5) 災害の終息

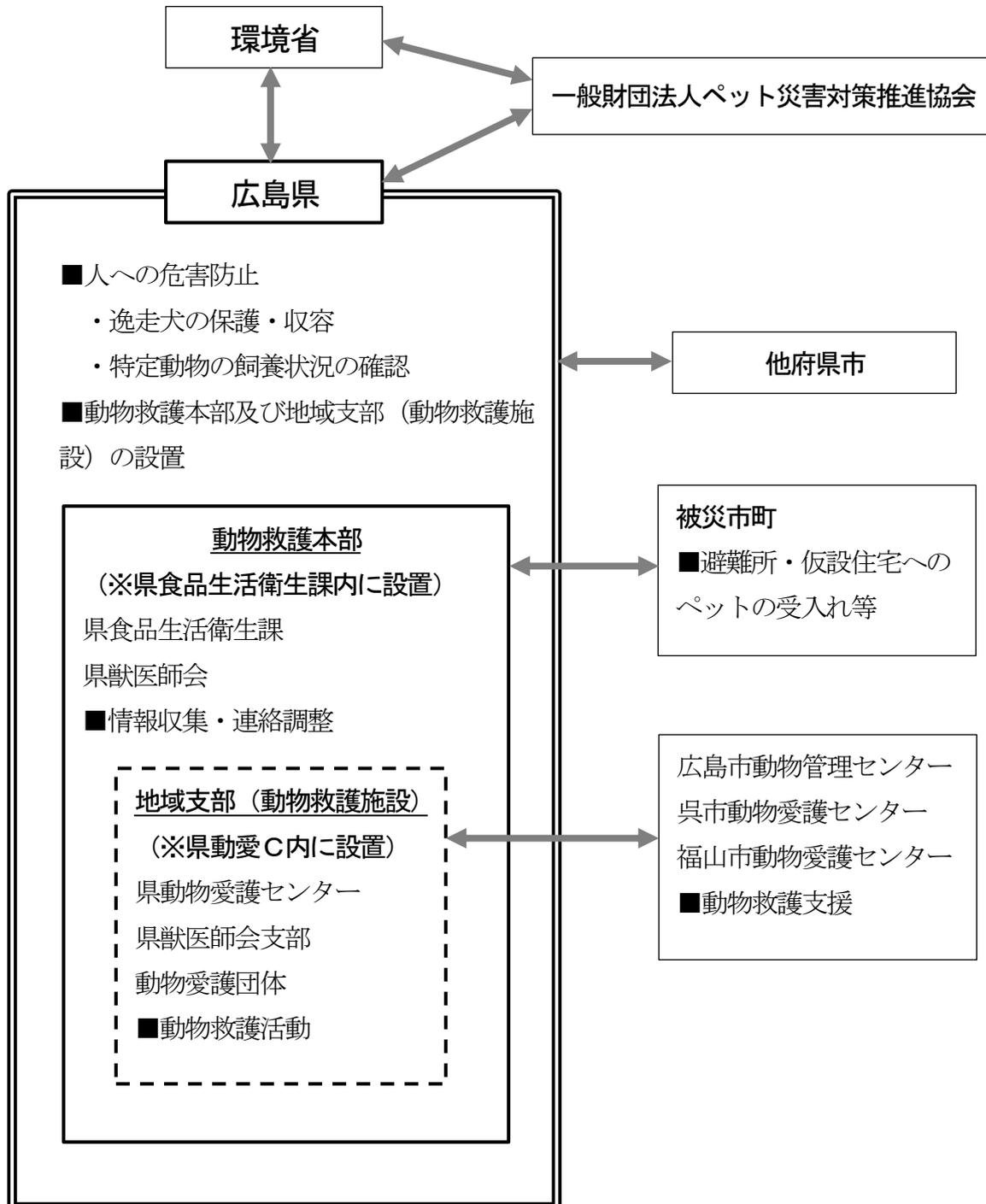
### ① 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動停止と解散

災害が終息し、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動を継続する必要がないと認められる場合は、その活動を停止し解散する。

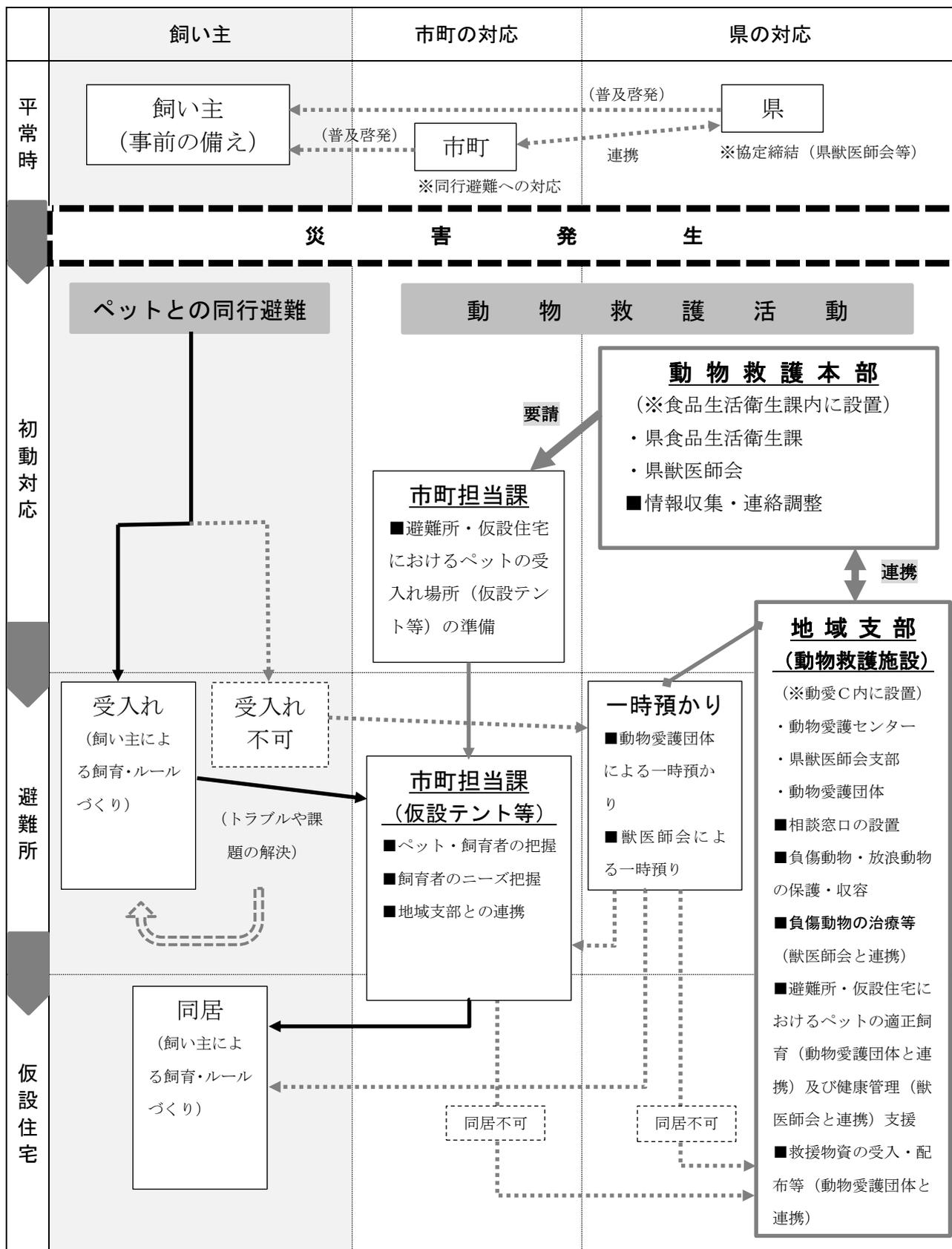
### ② 被災者等に対する周知

動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の解散後においても、関係団体等において継続して実施される業務については、その旨を被災者等へ周知するものとする。

災害時における動物救護組織体制



災害時における動物救護活動フロー図



# ペット受け入れのための避難所等運営 ガイドライン

平成29年12月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

# 目次

<b>1 平常時の対策</b> . . . . .	<b>1 P</b>
(1) 避難所でのペット受け入れの検討	
(2) ペットの飼育場所の設置の検討	
(3) 基本的な飼育管理方法の作成	
(4) 飼い主・住民への周知・啓発	
<b>2 災害発生時のペットの受け入れ</b> . . . . .	<b>8 P</b>
(1) 同行避難者の誘導	
(2) ペット同行避難者の届出	
(3) ペット飼育者名簿の作成	
<b>3 避難所における動物の管理</b> . . . . .	<b>10 P</b>
(1) ペットの飼育管理	
(2) 避難所住民への情報提供	
(3)トラブル発生の防止と対応	
<b>4 災害時における動物救護活動について</b> . . . . .	<b>13 P</b>
(1) 県及び市町等の役割分担	
(2) 災害時における動物救護活動に関する情報収集・発信	
<b>5 参考資料</b> . . . . .	<b>15 P</b>
(1) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）	
(2) ペット飼育に関するQ&A（仮設住宅に入居された方向け）	
(3) 参考様式・参考例	

## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災など、これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットについては、動物愛護だけではなく、被災者の心のケア、被災動物の野生化による危害防止の面からも、同行避難（※）することが合理的であると考えられるようになってきています。この考えに基づいて、平成25年6月に、環境省から各自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が示されました。

また、平成26年8月には、広島市での集中豪雨に伴う土砂災害や、平成28年4月14日には、熊本地震が発生し、災害に対する動物の救護や同行避難に関しての体制を整備することがますます重要となっています。

本県では、『広島県地域防災計画』や、市町それぞれの『地域防災計画』の中で、災害が発生したときにペットとの同行避難を動物の災害対策の基本として位置づけ、災害時におけるペット対策を進めており、飼い主に対しては、災害発生時に円滑な同行避難が実施できるよう、十分な準備を行うことや、動物が地域の一員として受け入れられるよう、地域社会との円滑なコミュニケーションを行うことを啓発しています。

この度、市町などの避難所設置主体、自治会等が、同行避難者の受け入れ体制の整備を検討する際の参考にしていただくために、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を取りまとめました。本ガイドラインを活用いただき、同行避難者の受け入れ体制の整備が推進されることを期待しています。

なお、ガイドラインは基本的な考え方を示したものであり、ペットの受け入れは災害の種類、被害の大きさ、被災者数、地域性などによって条件が異なりますので、各避難所等でその場の状況に応じて柔軟性のある対応をお願いします。

平成29年12月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

### 同行避難とは

○災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することです。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

# ～人と動物が安心できる「今」のために～

## 1 平常時の対策

災害は、いつ発生するかわかりません。平常時から被災した際の対策を講じておくことが大切です。

### (1) 避難所でのペット受け入れの検討

ペットの受け入れが可能かどうかは、避難所の設置場所や規模、避難所の構造・設備等避難所ごとに異なります。広い敷地や複数の建物がある避難所であれば、ペットの受け入れも容易ですが、小規模な避難所などでは受け入れが困難な場合があります。

ペットの同行避難者の受け入れができない避難所では、混乱を避けるため、近くにペットの飼育が可能な代替場所がないか検討しておきましょう。（日頃から、避難所におけるペットの同行避難の可否に関する周知を徹底したり、避難訓練の内容に盛り込んだり、など事前の対策が重要です。）

### (2) ペットの飼育場所の設置の検討

避難所で生活する人の中には、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいます。

また、ペットの鳴き声や臭いは、避難者間のトラブルの原因となります。避難所でのトラブルの発生の防止のためにも、ペットの飼育場所の設置には次のことに考慮する必要があります。

#### <ペットの飼育場所を設置するにあたり考慮すべきこと>

- 避難者の居室と隔離した場所（※）
  - 避難者の動線と重ならない場所
  - 可能な限り室内の場所
  - 必要に応じて、動物種ごとに飼育場所を分離
- ※身体障害者補助犬は避難者の居室に同伴することが可能です。

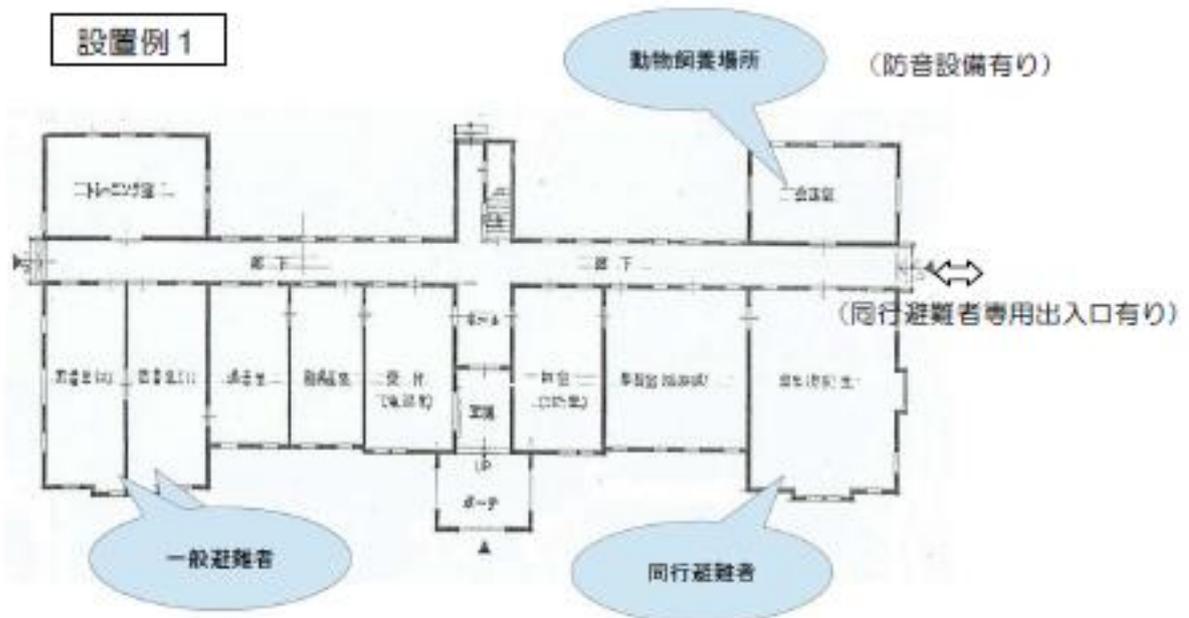
### ① 屋内に飼育場所を設置する場合（設置例1）

鳴き声や臭いに十分配慮した上で、飼育場所を設置しましょう。屋内で飼育する場合は、ケージを使用した飼育管理が原則です。

音楽室のように防音設備のある部屋や、体育館の倉庫などの活用も考えてみましょう。

#### 【留意点】

- ・ 同行避難者（飼育者）は動物の近く
- ・ 非飼育者は動物の遠く
- ・ 鳴き声・臭い等の苦情を考慮



## ② 屋外に飼育場所を設置する場合（設置例2）

人通りの多い通路や施設の入り口など動物がストレスを感じる場所は避けましょう。また、動物が適正に飼育管理されるように水道設備などの近辺に設置したり、日照・風雨を避けられるよう木陰やテントが設置できる場所を選定するのが良いでしょう。

屋外で飼育する場合も、屋内同様にケージを使用した飼育管理が原則ですが、やむを得ずつないで飼育する場合は、鉄棒などの遊具を利用することもできます。

### 【留意点】

- テント、ケージ等の設置場所を給水設備の近くや木陰のある場所に設置
- 気候の影響を受けやすいので、動物の体調管理には注意が必要



### (3) 基本的な飼育管理方法の作成

避難所にいるペットの飼育管理は、飼い主が責任をもって行うことが原則です。

避難所でのペットによる人への危害の防止や環境衛生の維持のため、基本的な飼育管理のルールについては、飼い主が責任を持って行うよう、あらかじめ避難所の設置者や責任者を中心として作成しておきましょう。

#### <避難所の設置者や責任者においてあらかじめ決めておきたいルール>

- ペットの散歩の方法やその時間帯, コース
- ペットへのエサの与え方
- ブラッシング等トリミング場所の指定
- 糞尿等の汚物の処理方法
- ペット関係用品の保管場所
- トラブル発生時の責任者への報告方法 など

#### (4) 飼い主・住民への啓発・周知

##### ① ペットとの同行避難のための飼い主への啓発

スムーズなペットとの同行避難の実施や、他の人の迷惑とならないように避難所でペットとともに生活するためには、飼い主さんが十分な準備をしておく必要があります。

日頃から、市町発行物や回覧物などで、ペットの飼い主に対してペットの災害対策を講じておくよう啓発しておきましょう。

#### <ペットの災害対策のための主な準備>

- 所有者明示をしておくこと  
迷子札や、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票、マイクロチップなど
- 基本的なしつけをしておくこと  
ケージやキャリーバックでの生活に、日頃から慣れさせておく
- ペットの健康管理をきちんと行っておくこと  
狂犬病予防注射や感染症予防のワクチンの接種、不妊去勢手術の実施など  
動物手帳やカードに記録しておくこと便利です。
- ペットの飼育場所の安全を確認しておくこと  
小屋やケージ、鎖やリードの強度の確認
- ペットに必要な物資を備えておくこと  
【必要なもの】
  - ケージ            □療法食、薬（必要なペットには必ず用意）
  - 5日以上以上のフードと水、食器
  - 予備の首輪、リード（伸びないもの）            □トイレ用品
  - 飼い主の連絡先やペットの情報を記録したもの【あると便利なもの】
  - ペットシート            □洗濯ネット（猫の逃げだし防止など）
  - 好きなおもちゃ            □においのついたタオル
  - ブラシ            □ガムテープ            □新聞紙
  - ブランケット（ペットの体を包める大きさ）など

## ② ペット受け入れ避難所の周知

ペットの受け入れが可能な避難所を選定したら、住民に周知しておきましょう（参考例1）。そうすることで、ペットの飼い主が同行避難をする場合に、どの避難所に向かえば良いのかが分かり、結果としてペットの受け入れができない避難所にペットを連れてきた避難者が集まるなどの混乱を避けることができます。

ペット同行者専用避難所とそれ以外の避難所が設定できれば理想的かもしれません。

なお、平常時のペットの災害対策や避難所でのペットの基本的な飼育管理のルールについても併せて周知しておきましょう。

避難訓練の際に、ペットとの同行避難を想定して訓練するとさらに効果的です。

### <ペット受け入れ避難所の周知チラシ 例>

（参考例1）

ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです			避難所でのペット飼育の基本的ルール																					
<p>〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。</p> <p>日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難所名</th> <th>住所</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇避難所</td> <td>〇〇〇〇〇</td> <td>〇〇〇〇-〇〇〇〇</td> </tr> <tr> <td>××避難所</td> <td>×××××</td> <td>××××-××××</td> </tr> <tr> <td>△△避難所</td> <td>△△△△△</td> <td>△△△△-△△△△</td> </tr> <tr> <td>□□避難所</td> <td>□□□□□</td> <td>□□□□-□□□□</td> </tr> <tr> <td>▲▲避難所</td> <td>▲▲▲▲▲</td> <td>▲▲▲▲-▲▲▲▲</td> </tr> <tr> <td>■■避難所</td> <td>■■●●●</td> <td>■●●●-■●●●</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ トラヤライオンなどの危険な動物は受け入れられません。</p> <p>これらの避難所でも、ペットと生活するためには、<b>飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。</b>                      ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。                      また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしくをお願いします。</p>			避難所名	住所	電話	〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇	××避難所	×××××	××××-××××	△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△	□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□	▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲	■■避難所	■■●●●	■●●●-■●●●	<p>1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。                      原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外での飼育管理は行わないでください。</p> <p>2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。                      通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。                      ① ペットのエサやり                      ② ペットの散歩                      ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など</p> <p>3 トラブルの発生防止に努めてください。                      ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。                      また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。</p> <p><b>あなたのペットが、避難所の癒しの存在とされるように、 ご協力をお願いします。</b></p>
避難所名	住所	電話																						
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇																						
××避難所	×××××	××××-××××																						
△△避難所	△△△△△	△△△△-△△△△																						
□□避難所	□□□□□	□□□□-□□□□																						
▲▲避難所	▲▲▲▲▲	▲▲▲▲-▲▲▲▲																						
■■避難所	■■●●●	■●●●-■●●●																						
<p>基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。</p>																								

<平常時の対策の流れ>



## ～人と動物の災害発生時のために～

### 2 災害発生時のペットの受け入れ

#### (1) ペット同行避難者の専用窓口への誘導と飼育場所の設置

災害発生時に避難者がペットと同行避難をしてきた場合、ほかの避難者への危害を防止する観点から、ペット同行避難者専用の受付窓口と飼育場所を設置し、そちらへ誘導するようにしましょう。

また、同行してきたペットについて、飼い主からペットに関する情報を聞き取り、受け入れに問題ないと判断されるまで、動物の飼育場所へ連れて行くことは避けましょう。

#### (2) ペット同行避難者の届出

飼い主とペットの状況を把握することは、避難所の円滑な運営やトラブル発生防止のために重要です。

動物の飼育状況の把握のためにも、避難所での受付時に、飼い主にペットの状況について届出をしてもらいましょう（参考様式1）。また、その際には、避難所での動物飼育管理のルールを周知しましょう。

届出により、受入可能な動物であれば、ペット个体識別票を渡して、ペットケージなどに貼り付けてもらい、さらにペットにも迷子札などの所有者明示を施し、避難所での飼育管理に役立てましょう。

#### (3) ペット飼育名簿や飼育当番表の作成

避難所責任者等は、円滑な避難所運営と、トラブル発生時の迅速な対応のため、飼い主の届出をもとに動物の飼育状況について、名簿にまとめておきましょう（参考様式2）。また、飼い主同士でペットの世話ができるよう、ペット飼育当番表（参考様式3）があると避難者同士のコミュニケーションにも役立ちます。



### 3 避難所における動物の管理

#### (1) ペットの飼育管理

避難所でのペットの飼育管理は、飼い主の責任で実行するものです。

ペットの飼育管理をスムーズに行うことができるよう、あらかじめ、ペットの世話の当番表やチェックシートの作成を検討しておきましょう。

#### <チェックシートに記載する必要物資の例>

- ペットフード、水（動物種ごと・年齢ごと・療法食等別ごとなど）
- 動物用医薬品等
- 首輪、リード等、食器
- トイレ用品（ペットシート、猫砂、ペーパースコップなど）
- その他（タオル、新聞紙、ブラシ、洗濯ネット、ビニール袋など）

## (2) 避難所での避難者への情報提供

避難所でのペットの飼育状況について、その避難所での避難者への情報提供を行いましょう。特に、ペットの飼育場所や飼育管理の方法について周知しておくとともに、ペットにもストレスがかかっていることなどから、避難者への危害防止のため、動物に安易に近づかないように、掲示板での貼り紙やチラシ、回覧板などで啓発しておきましょう。

### <ペット受け入れ避難所の掲示物の例>

(参考例 2)

### 〇〇避難所の皆さまへ

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼育場所の地図

ペットもストレスにより不安を感じています。  
飼い主さん以外の人がむやみに近づかないようにしてください。

〇〇避難所でのペット飼育についての代表者は次の人です。  
飼育代表者：〇〇 〇〇

〇 飼い主の方へ  
避難所は、共同生活の場です。飼い主の人の迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

〇 飼い主以外の方へ  
ペットも災害を生き延びた命です。飼い主さんが責任をもって管理していますので、おたがひ目で見守ってあげましょう。

〇 ペットに関する相談  
ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。

飼育代表者：〇〇 〇〇  
避難所責任者：△△ △△

(参考例 3)

### ペットの飼い主の皆様へ！

避難所では、多くの人たちが避難生活を送っている中で、ペットの飼い主の皆様は、そのことを守って避難生活を送ってくださいます。

- ① 避難所設置業者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは動物としての場所です。アーグ動物の心の中に人としての、同じく動物としての居場所。リードなどにつなげて飼ってください。
- ③ 避難場所の場所は、飼い主さんからの許可で確保し、保護の観点で活動をさせてください。
- ④ ペット飼育場所や保管場所の避難所設置スペースへ入内しないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスの原因から、避難所暮らしの不安を軽減させることのできるため、適切な対応をお願いします。
- ⑥ ペットの健康と安全確保の観点から、避難所暮らしの不安を軽減してください。
- ⑦ 避難所の設置された場所での散歩は、散歩を許可してください。
- ⑧ 必ず手洗いや消毒などの感染予防に気を付けて、衛生管理をお願いします。
- ⑨ ノミやダニの駆除に気を付けてください。
- ⑩ 避難所スタッフは、必ず動物の飼育のルールを守って飼ってください。
- ⑪ 他の避難所などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置業者で相談してください。

〇〇設置業者本部  
〇〇設置業者  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇

### (3) トラブル発生の防止と対応

避難所での動物飼育に伴うトラブルの発生防止やその解決のため、飼い主の中から動物飼育管理に関するペットグループの代表者を指定しましょう。

原則としてトラブルの解決は、個人で対応せず、グループ全体の責任で対応するようにしましょう。また、重大なトラブルや避難所運営に係るトラブルについては、避難所責任者等と協議して対応することとし、その対応状況と結果については、その避難所の避難者全体に周知するように努めましょう。

## 4 災害時における動物救護活動について

### (1) 県及び市町等の役割分担

県内で大規模な災害が発生した場合に、動物による人への危害防止、動物の愛護及び管理のために行う動物の救護活動等を円滑に実施するためには、県、市町、関係団体等が役割を分担する必要があります。

#### 【県の役割】

##### ① 人への危害防止対策

県動物愛護センターは、動物による人への危害防止の観点から、状況に応じて被災地での逸走犬の収容を行うとともに、特定動物等の飼養者に対して緊急の連絡を行い、必要な対応を行う。

##### ② 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の設置・運営

被災地の情報を収集・分析し、被災地における動物等への対応が必要と判断する場合、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）を設置して、県獣医師会、動物愛護団体等と連携・協働して動物救護活動にあたる。

#### 【市町の役割】

##### ① ペットの飼育場所の確保・運営

避難所等における飼い主とともに同行避難してきたペットの飼育場所を確保するとともに、避難所等における動物飼育に伴うトラブルの発生防止に努める。

##### ② 動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の支援

避難所等におけるペット飼育状況の情報提供を行うなどして、動物救護本部及び地域支部（動物救護施設）の活動を支援する。

## (2) 災害時における動物救護活動に関する情報収集・発信

国や県、関係団体が実施する被災動物救護活動が円滑かつ効果的に実施されるには、動物の飼育状況に関する情報や飼い主への情報発信が不可欠となります。

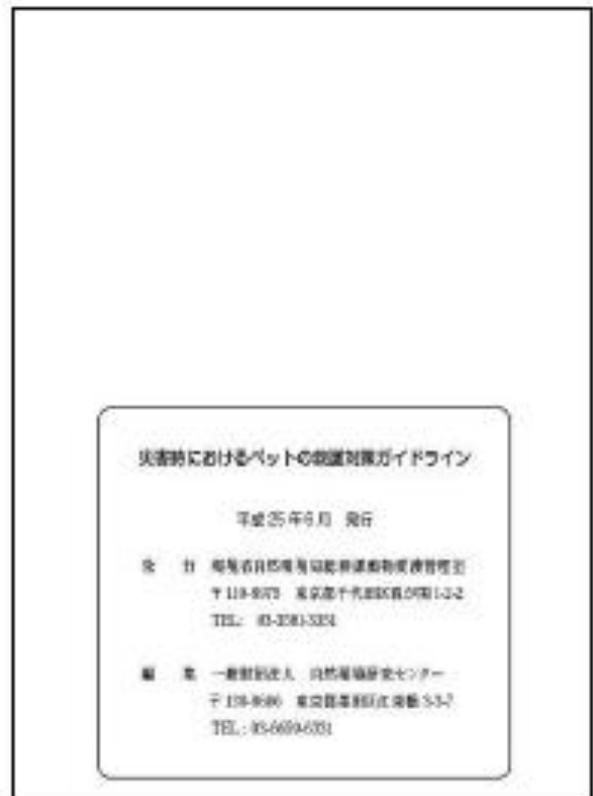
このような情報収集・発信については、避難所の責任者が、被災動物救護活動に関する情報を住民に周知するとともに、避難所ごとの動物の飼育状況や動物救護活動についての要望などを取りまとめ、被災動物救護活動の調整役である県の動物救護本部に情報を提供してください。

また、災害発生時には、逸走して飼い主とはぐれた動物や所有者の分からない動物が多数発生することが予測されます。このような動物を速やかに保護し、飼い主へ返還するためにも、避難所責任者は、飼い主から聴き取った逸走動物の情報や、放浪している動物の目撃情報を県に報告するとともに、災害時における動物救護活動に伴って保護された動物の情報を避難所に掲示板を作成するなど、情報提供をお願いします。

## 5 参考資料

### (1) 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h2506.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html))



## (2) ペット飼育に関するQ&A（仮設住宅に入居された方向け）

**Q 1** これまで外で飼っていたペットを室内で飼うことはできますか？

A 1 仮設住宅において室内飼育が認められている場合は、大型犬なども室内に入れてみましょう。意外とうまくいきます。東北でもかなりのケースで成功していますので試してみましょう。

**Q 2** 仮設住宅でペットを飼うときに健康面で注意することはありますか？

A 2 ペットも慣れない環境で暮らすのですから程度の差こそあれストレスを受けています。普段からペットをよく観察し異常があるときは動物病院に相談してください。動物から人に伝染する病気もありますから、かかりつけの動物病院で定期的に健康診断を受けましょう。

**Q 3** ペットの所有者明示は必要ですか？

A 3 ペットが逃げ出してしまった場合、仮設住宅など慣れない環境では自力で戻ってくることは困難です。そのためにはぐれてしまったペットが飼い主の元に戻れるよう所有者明示をつけましょう。ペットに迷子札をつけたり、マイクロチップというデータベース化した情報から身元検索できるチップを皮下に埋め込む方法があります。（マイクロチップの埋め込みは動物病院での施術が必要です。）

\*犬の場合、狂犬病予防法という法律で、市町村から交付された犬の鑑札と狂犬病予防注射済票を犬に装着しなければならない規定があります。必ず首輪などに着けましょう。

**Q 4** 仮設住宅で近隣の人に迷惑をかけないか心配です。

A 4 仮設住宅ではペットを飼っていない人や動物が苦手な人もいます。このような人たちにも気を配ってペットを飼う必要があります。ペットに関する苦情で多いのが鳴き声などの騒音とペットの発する臭いです。ストレスが多いと鳴く傾向が高まりますので散歩を十分に行ったり、触れ合う時間を多くとってストレスを発散させてあげてください。また臭い対策では、ペットの身体をきれいに保ち、ケージやトイレもこまめに清掃を行いましょう。

**Q5 不妊去勢手術はしたほうがよいですか？**

A5 発情期には雄雌ともに落ち着きがなくなったり、発情期特有の鳴き声を頻繁に発するなど普段とは全く違う行動をします。近隣の迷惑になる恐れがあるばかりでなく、異性を求めて逃げ出す事例も増えます。無事戻ってきたら赤ちゃんが生まれてしまったなどの問題が起きることも。特別な事情がなければ不妊去勢手術を行いましょう。ペットが年をとってかかる病気（精巣がんや子宮蓄膿症など）の予防にもなります。

**Q6 不意な訪問客に犬が飛びかかってしまう恐れがあります。**

A6 このような事例があるとお互いに驚いてしまいますね。悪くするとトラブルの原因にもなります。予防策として、県条例に定められた犬を飼っている旨の標識を玄関に掲示して、訪問客に注意を促しましょう。また、犬が飛びかからないように、日頃から「待て」や「伏せ」などの基本的な号令に従うようしつけを行ったり、室内に柵を設置したりして犬が飛びかからないようにしてください。万一、飼っている犬が人を咬んでしまったら、動物愛護（管理）センターに連絡してください。

**Q7 犬の散歩時の注意点について教えてください。**

A7 散歩時は、犬もうれしくて興奮しているので、仮設住宅の敷地内では犬が人を咬んだり、排尿するなどトラブルになる可能性があります。そのため敷地内では犬を抱きかかえる、引き綱を短く持って犬を制御するなど配慮が必要です。またビニール袋と水を入れたペットボトルを携帯し、排便はビニール袋に入れて持ち帰り、排尿は水で流すようにしましょう。

草むらなどで遊ばせると、ノミやダニをつけてしまうので動物病院で定期的に薬を処方してもらいましょう。犬についたノミやダニは、人にもうつるだけでなく、重篤な病気を引き起こす恐れがあります。

### (3) 参考様式・参考例

<参考様式1：避難所同行ペット届出票>

<参考様式2：避難所ペット飼育状況一覧>

<参考様式3：避難所ペット管理等当番表覧>

<参考例1：ペット受け入れ避難所の周知チラシの例>

<参考例2：避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシの例>

<参考例3：ペット飼育場所掲示物の例>

<参考様式1：避難所同行ペット届出票>

(飼い主記入欄：太枠の中を記入してください。)

飼い主の情報	氏名				
	住所		電話		
動物の情報	動物の種類		品種		
	動物の名前		性別	オス ・ メス	
	特徴 (毛色等)		体格		
	疾病の有無	有 ・ 無	疾病名		
	ワクチン接種	・接種 (ワクチン名： ) ・未接種 ・不明			
	不妊去勢措置	実施 ・ 未実施			
	犬の場合	狂犬病予防注射		鑑札番号	注射済票番号
		接種済み ・ 未接種			
マイクロチップ	有 ・ 無	個体識別番号			
特記事項					

受付窓口記入欄

避難所名		整理番号	
入所年月日		退所年月日	



<参考様式3：避難所ペット管理等当番表覧>

〇〇避難所ペット飼養管理等当番表

年 月

日	係	給水係	清掃係	保健係	連絡係	係	係
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

## ペット受け入れ可能な 避難所のお知らせです

〇〇町で開設される避難所のうち、ペットを受け入れることが出来る避難所は次のとおりです。

日頃から、避難経路などを確認しておきましょう。

避難所名	住 所	電 話
〇〇避難所	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇-〇〇〇〇
x x x 避難所	x x x x x	x x x x - x x x x x
△△避難所	△△△△△△△	△△△△△-△△△△△
□□避難所	□□□□□□□	□□□□□-□□□□□
▲▲避難所	▲▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲-▲▲▲▲▲
■ ■ ■ 避難所	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■-■ ■ ■ ■ ■

※ トラヤやライオンなどの危険な動物は受け入れられません。

これらの避難所でも、ペットと生活するためには、**飼い主さん自身で十分な準備をしていただく必要があります。**

ペットケージやリード、ペットフードやトイレ用品の準備をお願いします。

また、避難所ごとの飼育管理のルールの遵守についてもよろしくお願ひします。

基本的な飼育管理ルールは、裏面にあります。

## 避難所でのペット飼育の基本的ルール

1 ペットの飼育は、決められた場所で行ってください。  
原則として、住民の居室には、ペットを持ち込むことは出来ません。また、ペット飼育場所以外の飼育管理は行わないでください。

2 ペットの世話は飼い主さんの責任で実施してください。  
通常の飼育管理については、飼い主さんの責任で行ってください。具体的な例は次のとおりです。

- ① ペットのエサやり
- ② ペットの散歩
- ③ 飼育場所の清掃や糞尿の処理 など

3 トラブルの発生防止に努めてください。  
ペットの鳴き声や臭いによるトラブルの発生防止に努めてください。

また、トラブルが発生した場合は、速やかに避難所の責任者に報告し、指示に従ってください。

**あなたのペットが、避難所の感しの存在どなれるように、**

**ご協力をお願いします。**

<参考例2：避難所住民へのペット飼育についての情報提供チラシの例>

**〇〇避難所の皆さまへ**

〇〇避難所では、次の場所で避難してきたペットを飼育しています。

飼 育 場 所 の 地 図

ペットもストレスにより不安を感じています。

飼い主さん以外の人がむやみに近づかないようにしてください。

〇〇避難所でのペット飼育についての代表者は次の人です。

飼 育 代 表 者：〇〇 〇〇

〇 飼い主の方へ

避難所は、共同生活の場です。周りの人の迷惑にならないように、ペットの飼育ルールをきちんと守りましょう。

〇 飼い主以外の方へ

ペットも災害を生き延びた命です。飼い主さんが責任をもって世話していますので、あたたかい目で見守ってあげましょう。

〇 ペットに関する相談

ペットに関する相談やトラブルについては、飼育代表者または避難所責任者にお知らせください。

飼 育 代 表 者：〇〇 〇〇

避 難 所 責 任 者：△△ △△

<参考例3：ペット飼育場所掲示物の例>

## ペットの飼い主の皆様へ！

避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆様は、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- ① 避難所設置責任者の指示には必ず従ってください。
- ② ペットは指定された場所で、ケージ(檻)などの中に入れるか、同じく指定された場所で、リードなどにつないで飼ってください。
- ③ 飼育場所や施設は、飼い主さん自らが常に清潔にし、必要に応じて消毒を行なってください。
- ④ ペットを体育館や校舎等の避難所居住スペースへ入れないでください。
- ⑤ 避難所ではペットもストレスや興奮から、普段考えられない行動をすることがありますので、逃げ出したりしないように十分注意しましょう。
- ⑥ ペットが原因となる苦情や危害が発生しないように努めてください。
- ⑦ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行なってください。
- ⑧ エサを与えた後はその都度きれいに片付けて、衛生害虫などが発生しないようにしましょう。
- ⑨ ノミやダニの駆除に努めてください。
- ⑩ 運動やブラッシングは、必ず屋外の決められた場所で行なってください。
- ⑪ 他の避難者などとの間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所設置責任者まで連絡してください。

〇〇災害対策本部  
〇〇避難所設置者  
〇〇〇〇〇〇〇〇

---

ペットの受け入れのための避難所運営ガイドライン

広島県健康福祉局食品生活衛生課

〒730-8511

広島市中区基町10番52号

TEL 082-513-3103

発行 平成29年12月15日

---

広島県は「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指しています。